
令和5年第2回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和5年2月7日(火) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 本庁 3-2・3-3会議室
3. 出席委員 13(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉田 俊明
出席	委員	1番	前田 好嗣
出席	委員	2番	出口 貞味
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎葉 千亜紀
出席	委員	5番	西田 浩二
欠席	委員	6番	宮野 葵
出席	委員	7番	横山 員伸
出席	委員	8番	浅野 正博
出席	委員	9番	小野 俊明
出席	委員	10番	繁永 大輔
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	平野 力範

4. 事務局
事務局長 北代 幸介
事務局 係長 瀬戸 美里
門田 純二

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第4 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5 報告事項
- 第6 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和5年 第2回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、13名です。定足数に達しています。ただいまから令和5年第2回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、10番：繁永委員さん、11番：築別委員さんを指名いたします。よろしくをお願いします。

日程第2、議案第4号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第4号の1、申請人：〇〇さんの件につきまして、築別委員さんから説明をお願いします。

11番（築別委員） この案件につきましては広域林道を岩丸方面へ行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第4号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第4号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第4号の2、申請人：〇〇さんの件につきまして、繁永委員さんから説明をお願いします。

10番（繁永委員） この案件につきましては赤幡第二公民館から南東に100m程行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思しますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第4号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第4号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第4号の3、申請人：〇〇さんの件につきまして、蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきましては上り松公民館から北に200m程行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思しますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第4号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第4号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第5号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第5号の1、申請人：〇〇さんの件について、平野委員さんから説明をお願いします。

12番（平野委員） この案件につきましては、県立築城特別支援学校から南西に400m程行った所にある農地です。申請地農地区分は第1種区分に該当しますが、第1種農地の例外規定により、転用可能な農地と考えられます。
今回申請者の〇〇さんが、申請地に農業用倉庫を建設するものです。
事業の目的、面積、場所等妥当であります。
農地法第4条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第5号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第5号の1、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第4、議案第6号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。

議案第6号の1、申請人：〇〇さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

13番（吉田委員） この案件につきましては、築城のJAガソリンスタンド前交差点から東に200m行った所にある農地です。申請地農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で、第2種農地に該当します。今回、申請人の〇〇さんが、〇〇在住の〇〇さんから土地を売買で取得し、令和3年9月に進入路・駐車場として転用許可を受けておりますが、法要等開催時に駐車スペースが不足しているため、駐車場を整備するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。

ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第6号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第6号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第5、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第5、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】
農地法第18条第6項の規定による合意解約 1件
農業耕作者・管理者名義変更届出 9件
農業用施設用地届出 1件

議長（蛭崎会長） ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和5年第2回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和5年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

10番委員（繁永 大輔 委員）：

署名委員

11番委員（築別 修一 委員）：
